

定してあり、前記の通りです。但し、現場建設も重要であると同様に、町として
運営が特に重要である。今までは住民からも大きな批判が出ており、福生所
から一人でも多く職員を出し、住民の意見を十分説明して、反対を止めていかなければ
ならぬと思えます。議会に提出するもの、段階により、改訂を要するものがあります。

議長(高橋千春) 何かにございませうか。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋千春) これは予算案を最終いたしました。

議長(高橋千春) 何かあります。議案の四号、原案通り決す方に異議ありませんか。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋千春) 同異議なしと認めます。よろしく議案の四号、原案通り可決いたしました。

議長(高橋千春) 日程の七、加美平土地区画整理事業の昭和三十一年度実施に關する協定の

同意方には、議案の五号を議題に供します。事務局をして議案の説明をいたします。

議案事務局(沢正次郎) 朗読

議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一 助役(川窪金吉) 議案の五号は加美平土地区画整理事業の昭和三十一年度実施に關する協定の
同意方には、このようにござい、ます。昭和三十一年度には区画整理地区を実施するに費
用が二億五千五百五十万、公社と委託金額を結ぶという二億二千五百五十万、先般十月
の議決で五十年にわたる契約を決定いたしました。この金額、五億五千六百五十万に
対して四億五千五百五十万が五十年として公社と協定を結ぶ。このうち、五十年の年度
毎に実施計画を作成して協定書を結ぶという二億二千五百五十万の契約書に書かれてあり、わけ
あり、ます。この意味に、この実施計画を作ったのであり、ます。時期として、中継れて
あるが、関係官庁との交渉もあり、実施段階に、この時期が、かかたわけ、ござい、ま
す。関係官庁の了解も得たので、この二億二千五百五十万を作成したわけ、この委託業務が
総事業費の五十分の一、創出し、これは年度別に三年間に事業を決定したい、と考えて
あります。然るに、この問題に、この五十年は、区上、下、市、定、本、年度、計、千、四、百、十
六、万、五、千、円、を、実施、計画、とし、事務、的な、問題、として、一、千、二、百、十、万、を、別、れて、あります。が、

二、金回りの基準から割出して作られたものをニギハヒとして、すでに実施され
てあるものもニギハヒとして、とりかへる年度には修正するとか、五カ年でやりとり、後修に
なるといふ場合、次年度にのりて修正するとか、五カ年でやりとり、後修に
なるといふ場合がありますが一、本年度も追ふてあります。が目標としてあるわけをニギハヒ
します。

議長(新)金子春二水子質政を行ふ事

異議なしと呼ぶ者あり

一議長高野不令二水に之質を致し、にす。

議長高橋正吉 ありがとうございます。議案九五号「原案通り決す」に同意議ありと之

~~4.~~

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千春) 国策議定しを認めます。よき議案を以て中東策を固り可決いたしました。

議長(新橋子春)三三三六休題、三三三六。

休憩 午後十時十分

福生町議会

申議 午前十時三十分

一、議長高橋千吉、休職中に引当總務會議を開いた。

議長(高橋) 日程十八、又、都市計画部、路整備事業起債、二、三、議案十八、馬毛、議案

に供します。事務所をして議衆の朗誦をいじります。

議事事務局 正次郎 朗読

議長(高橋) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川窪全志) 鐵架才大又又又都中計師街路整備事業費起債にフク国認明申し上り
す。二事業中東京都から百万円の起債~~取~~可に付したのであります。が又又又といふ

の付柳通りとありまして、いよいよ青梅線の東踏切りから福生病院までの道路で

地方審議会に所与も事業決定がされ九月の議会で議決されたわけでございます。

加 本年度予算は計上し三で百万の超債が出たのであります。予水夏

生算にも出てくると思いますが、三十七年度に中受施設等にいたりました。

四百五十万の積金あり本年度より三千万と結算、百万の工事の

べきわけがあります。二の事業として、少々の金額でございまして、五十年計の
 といふことを事業をやりたいといふことで、八百万で用地買収をやりたいと思つてあり
 ますが、今後徐々に買収するといふと地価も高くなるであらうし、できれば八百万
 を基礎として、全地域の用地買収をしたいと思つてあります。今後数年に十分所
 分が、し、国庫課を申し上げ、一筆に買収したい、二の件は、つゞ東京部は依頼し地価の評
 価もできるところわけだ、それを基礎として地価を決定したい、今後別添地主との協
 定、いふ御助力を得たいと思つてあります。

議長高橋千春ニホトノ算額を行ハサス。

異議なしと呼ぶ者あり

一議長(高橋千寿)ニハ、以テ質疑を終結いたします。

議長(高橋)をゆかりにします。議案が大量に原案通り決まるに即異議ありです。

異議なしと呼ぶ者あり

議長(高橋千春) 剛要議がレと認り、オオ、オオ、議案オ大号オ榮榮領、オオ決、レ、オオした。

議長（高橋平吉）是程乃九所産の題に「一議案」を議題に供します。事務局をして議

一、議事務局以正次郎朗讀

一、議長高橋千春理事若水提梁理由說明要求。

一助役(篠崎俊次)議決案を以て新財産処分につき、図説明申し上げたいと存じます。收場新庁舎の完成に伴い新庁舎の所は庭を予定されております。区域に存在する建物を本果託載の旧庁舎及びその附屬建物を取り壊し処分したい、という事で提案したわけでもございませう。旧庁舎の取り壊し処分は新庁舎の諸員来着であるが、現知阻と工事請負契約の中に入らる方々も月末までには完了するにござるまいかと、契約に入らる方々の中には機械管理室、人庫、収果人のつめ所、常備消防の車庫等につき、中收場の分室の改修計画と考へ合せて取り壊し時期を決定したいと考へておる次第であります。旧庁舎は、大正十五年に建築されたもので、これを取り壊すという事は、感慨殊に

ものがあつたが、^いなほよく、国産紙類にすぎず。

一議長高橋千春二水戸實業銀行長。

異議なしと呼ぶ者あり

議長(高橋平吉)三本に之質疑を附した。中より一は、議案第七号(東京)

墨城なしと呼ぶ者あり

議長高橋子全副議長としを認めます。よる議長を又号す原栗垣より改めしを

一議長高橋平次曰程才之片合建設事業費負担に於て議案才之号を議題に候しませ。有御
をして議案の朗読をいせませ。

議會事務司 正次郎朗鏡

議長(高橋)は、理事等からの提案理由の説明を求めた。

一、助役(保崎俊夫)様より、号外舎建設事業費起債に付、説明申上り。本年度



福生町議会

にあやう後場新庁の建設費財源の部は充ちたりますに三千五百万の超債の見積
し加つてましたので新庁建設費東債を起したく本来を提出した次第でございます。

本年度当初予算を千六百五十万円を計上いたしましたのでその差額の三百五十万にツク
ず公算廣ぐぐとるだけ鉄のついたくよりには都は交渉中ぐぐと、ますのぐぐとて、

報告申し上げた次第でございます。よろしくお願ひいたします。

議長(馬橋平谷) 二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

一木斎(神野藤操) 借入先である政府資本の他としてありましたが、その他といふ二にがる新
率大分五厘に下がらないと貸しませんが、貸す場合に困りますので同様に願ひたいと

子に

一、財政資金を不他というの事、地方債を引き受け、金融公庫から借り出し、それを不他として取りも、想として取り、郵政省から借り、材料を意にします。しかし、まだ決定して取り、お金の不他としたわけが、いまだ。

一、東神野藤操 松守 今者、乞借りとて、乃公堂企業金融、公庫より、いかと見、半寸が、

勘合だと分五厘から五厘を借りておろのてすやいと思ひます。三三で中借入率六分五厘をすよりたに償還をただし新政オの他の勘合にすよりまゝとして低利はすか
のせ良としてもちたして六分五厘を償してこれるかどうかオのまゝよりしていただく
たいと思ひます。

一、後継者の選定と企業価値向上への影響
この点については、先述のとおりである。特に、後継者の選定は、企業の将来に大きな影響を与えるため、慎重に行う必要がある。

一可長(瀬古清蔵)起債の認可を受け、オホビロノ増資を受けたと云うから借入がなされた二の
六分五厘という利率が、いかに、今や、二の五厘で、受えつゝある。

一、本會（神部藤操）社中裁合の場合から申し立てるものであるが、社中種別者として考へるべきであらうが、指受を受けたからといふより二つといつて可い。決定されてからといふのを待たせると利弊が明記してありますのでその誤解のないように願います。

議長(高橋千景)に介する人々。

異議なしと呼ぶ者あり

議長(新橋)各二水にて質疑を終了いたします。

一、議長(新橋)子令 ありかしき。議長令八号中、原案通り決定、之に附屬議ありき也。

男成しと云ふ者あり

[illegible]

一、議長（高橋平春）日程中土地買収契約につき議案番号を議題に供します。事務局を以て

議案の朗読をいたします。

議會事務局 次 正次郎 朗読

議長(高橋不存)理事者(八坂栗理由)部外を求めず

一役（株崎俊次）議果力多並買収契約に之因錫明申上す。公益質屋移転申

地五町四畝収寸方三町百九十五坪
五坪
六坪
砂利礫田地三町八坪
在田村半十郎

代に同じ道を交換した、とりこずすに同報告申しと求めたが形の上でずる算施件共

事なり。百九十五坪を用地買収費の計算上は積算三千六百七十九坪とするのでこれを買収

在ハレノ砂利煉用池を百三十坪で田村半十郎氏に寄渡すハル所ニハレキレ本果

異議なしと好ぶ者あり。

議長(新橋) 二永に文質を致したる。

議長(高橋不春) 万中、ハトにせず。議案ヲ十号ニ取束メ、通リ決す。乃に即開議。ハトセシム。人カ。

異議なしと呼ぶ者あり

議長(高橋)子今 御覽紙に之を記す。よて議案不立より原案通り決定したるに。

議長(高橋)君
三つで野休想ハハハ

休息 午前十時五十分

開議 午前十時十分

議長(高橋不存)休職中に引当歸入会議を所定せず。日程が上福生所教育委員会へ委任

同意に付て議案カ士号を議題に供します。事務局をして議案の朗読をいんじます。

議會事務局次郎 正次郎 朗読

議長(新橋) 不合理的から提案理由の説明を求めます。

二 男長瀬古清蔵教育委員の候補に對して該会の同意を、たゞごとく附提乗申し上げ

に次第でございませう。昨年共済本教育長が不幸にして病歿せられ療養生活なご

水之坊の収巨のヤ幸にレイ病院で全快されによりでございませう水ども梅苗の年令

でも、さういふ又燭本の個人として君彼を樂しむは、いふに無理がある筈である。

私どもも承知いたしました。従って、この間、田村教育課長が代行していただいたの

下り来寸が教育行政で一日も欠けず責任を全うしてあることあり

オレイ、バツマンも数有長の椅子をあげたわけは、オレオレの情重に考へたが、

商人であつた外部から内部が向すかといふことで大分慎重に人選いたしました。

結構といつても、篠崎氏に黄い面をたじたと云ふ時よくやういふたに云といふ後

か、オレ、私も慎重に考へたに、結論として、う、国々や、社会の同意をいたした

き教育委員の使命をしたいと考へるものではないです。私が就任以来、役の主人制をと

参り申し候。誠に下候の御事、いかゞと申すも、身にいたします。此の御事、知の御事。

「都府縣事業に取組むべし」後の町造りといふ町に相与の役は、理の役に尊位を

もうつたわけにございませう。もうろく教育行政も一日たりとも忽^ふたにやまらぬ、いふ今後の



一議長(新橋) 二水戸貨物を行へり。

一 藩(天久保)にたいし、機業理由の説明がなされおしたに、保崎助役も非常に勉強もなさ
れ私も感謝し、原案通り賛成するものであります。問題が助役の失下すか、福生町の
近隣町村より、若造人下という方が事業があり、重要な時期にありすので、下下さるに
く早期にしろした問題が、国策計にたいきたいと存じます。

一、有(神師藤操)町長に「教育長にサマの事あり」といふ言葉はつた方のみすが、又校長
に行つたかといふことを、本日同意を得て、又本日からといふことをし

福生町議会

たがわれながらいつ助役をするかという点、今朝の新制にも発表されてあり松田も
中初めて制がされたという段階であります。助役も議会の同意を得てゐるからいふと
と早く知らせてくれなかつたかという事ですが、目始法にも助役と兼職してはならぬ
といつ規定されてあり、本日同意を得られ本日からこの事をすでは兼職してあること
に及びますので私共法律上にもなることを考へます。又助役や常勤の職員であるかと
うかという点から目始法の百四十一條に該当するとなると、助役は選めてもらわね
ればならぬと思ひがついて法的な見解からも一言お聞きかせ願ひたいと思ひます。

一、長瀬方清蔵 三に、オの御持物でございますか、辞表は一月六日付で出てありますか、
現在オ保留中をございます。その旨をだめ彼でございます。オウ、ウ意味で聞て
又頼いたいと思はます。

一 本番(神野藤操)一月六日に市議長が出ておると申し立てありますが、日給法の利百六十五条に
 反め三月十日までに議長又市議長に申し出なければならぬと明記され、町長に議長を出し
 した場合市議会が良いかしかし議会の同意を得て助成にござります以上は道義的に申し

め、議長だ、私も知る所なわけぢやない。又代表するに付の機会があつたと
思ひます。付よりレてゐた方が行く人も又わかれ送る方も悪んを送るこ
とでございぬ。私どもと町長の考へ方の違ひをしようが、その通り矣もすまじ願はれたと思ひま
す。

一、時長瀬古清蔵（人）と云ふの才あるにもれろと措置をさすに面もあるし又、話題に
あつた場合本人も迷惑を受つたといふ事で極秘をとるべきにわけなく一部新聞に
出たニヤヤの教育委員会に打撃し、筋を認めたのであり、いふまでもれたの
はイヤいかと思へます。まあ口もうれといふことに對してはいふやうな面があり、かつ
り親切でみえすに慎重に考慮しなすべからず、もちろん議会にあつて同意し
ていただくことによる事です。本日は意見を求め教育委
員会に正式にかゝり措置してくだされと思へますのでよろしく御返願いたし、と存
じます。

一、審文久保一郎、篠崎政が教育委員と、ウニにフエ、全員の議員が善い、を賛意を表す。

と思えますが、神戶藤議員の言われるように、その経緯が悪がたのふすまいかと思えます。一先、
 町長の職務についてあります。しかし教育長問題も事柄にもわたるといふことは、私も教員が
 すむに聞いている限り、又新聞にも載っております。それと本日、藤委員会を聞いてみると
 いうことは、若干順序が違つてゐると思ひます。私も議員で町長を信頼し、町発展の
 ために努力してゐるのである。理事者側にも、今般と議會を信頼してゐる。たゞ、
 議會から物事が始まるのである。他にもうすぐあはゞひと話して、いふに、藤委員
 会にも、何かうそみられなければならない、といふことで、若干の不安があると思えますが、
 今後、そのふうなことは、いふに方法を講じて、いたさうな、と存じます。

一木春(神師藤原)秋武程にや、たが教育委員会から求めたと言われながら、それでも良いのです。か、助役の二人新選が町長もわかれ、議員の立場も十分理解してくれよう努力願います。たと思えます。私、その議長は、いまだ話して、あつてほしい、かつたと思えます。

一町長頼古清蔵に、才の剛格道でござ、才が措置として、本日御用意したる才
すけが、事務の道の方によろ、明日あら、中明日日に、ア方かも知れず、せんか、二の人事に

フシ中非常に私も苦慮いたしてまいりましたので、これをやめて目からかえ出たとい
うことで、もちろん教育委員長にやううが面々問題解決申し上げます。その時
名表を出し、本人が委員長から希望された最も適任者、保崎氏にこの中
に出たことで委員長にやうう意見があるも即ち受け受すられせん。先般の教育委員
会の席上で、承るを得ておかげ、と委員長の問題を生じると、事務を打断を
わざと事務にもれた事、まことに申し訳しやう次第でございます。保崎君が
目からかえ出たと言ふことで慎重にやうあり、吾人も十分考えた結果であ
り、まじようし、その実効性というところ、私に考えて、ある次第でございます。
一 市長(神野藤操) 市長が助役三人制を、強く信念があるようです。が、逆次という事に
なると、その向空目にならね、やうあり、まじり考えて、やうのが早急にも助役を
見つけたいに、だが、やうやうやうやう、という事もあり、私もいつやうのか、恥し
ておりますので、お断ししたいと思ひます。

福生町議会



私のお断として、人判にかかり、ござん、せん。いつか、あやえ置くかという問題
が、即ちあると、いう事、申し上げ、やういふ事、が、もちろん、金銭に、私に、ある
やうあり、おして、自分の努力による補つて、いふこと、考えて、あります。後任に
対して、即刻、その二つ、という事、考えて、あります。せん。いう、う、情勢等を、勘案
いたし、おして、善処して、いふ、と、考えて、あります。

一 市長(神野藤操) 人事問題について、議会の同意を得た上で任命する、という事、
を、やういふ、説明を、おれ、と思ひ、ます。その、今後、やういふ、二つの、か、い、よう、に、な、つ
て、い、い、に、だ、さ、に、と、思ひ、ます。

一 委員(岩田博) 任期や、おかげ、い、という、二つの、事、違、う、の、か、す、が、

一 市長(瀬古有蔵) 本問題に、対して、その、任期、中、か、その、後、と、いう、二つの、事、考、え、て、あ、り、ま、せ、ん。
私の任期、中、と、いう、二つの、事、金、を、お、い、ふ、の、政、を、い、た、し、その、向、さ、め、り、と、い、う、考、え、す、も
そ、あ、り、ま、せ、ん。

一 議長(高橋千登) 二れ、に、お、断、を、お、断、い、た、し、ま、す。あ、や、が、い、い、た、し、ま、す。議、果、第、一、と、